

西柴小学校

地域防災拠点運営マニュアル

目	次
地域防災拠点運営委員会の役割と事業計画	P. 1
地域防災拠点運営委員会の組織・班の役割	P. 2
令和6年度西柴小学校地域防災拠点運営委員会名簿	P. 4
拠点の開設マニュアル	P. 5
Ⅰ 地域防災拠点への集合	P. 5
Ⅱ 避難場所の開設	P. 5～P. 6
Ⅲ 避難場所の運営	P. 6～P. 8
西柴小地域防災拠点連絡先一覧	P. 9
西柴小避難場所教室等の配置図	P. 9
西柴小避難場所体育館スペース	P. 10
西柴小備蓄庫一覧	P. 11

運営委員に配布した資料参照ください

西柴小学校防災拠点運営委員会
(令和6年7月9日)

更新 月 日

西柴小学校地域防災拠点運営委員会の役割と事業計画

1 西柴小地域防災拠点と地域防災拠点運営委員会

地域防災拠点は、災害時に地域の住民が一時的に避難生活を送る場所です。また、地域の被災者に救護・救援等を行う拠点の役割も担います。

西柴団地自治会と横浜サウス自治会の区域は、西柴小学校が指定されています。

西柴小学校地域防災拠点運営委員会は、西柴団地自治会、横浜サウス自治会の住民代表、西柴小学校管理者、横浜市職員（金沢区災害対策本部学校拠点班員）、金沢消防団第二分団団員、防災協力団体により構成され、避難場所運営の中心的な役割を担います。

【地域防災拠点の災害時の主な役割】

- (1) 安心できる避難生活の維持
- (2) 的確な地域情報の収集、地域への情報提供、行政機関等との調整
- (3) 地域の被災者の救護・救援

【地域防災拠点運営委員会の平常時の役割（活動）】

- (1) 地域防災拠点運営マニュアルの作成・改善
- (2) 地域防災拠点運営の研修・防災資機材の使用訓練、防災意識の啓発

※ 横浜市ホームページ <「地域防災拠点」開設・運営マニュアル>に役割が解りやすく掲載されています。

注) 班編成でホームページの「庶務班」を西柴小拠点では「本部」、「避難者管理班」、「環境衛生班」に分けています。

2 2024年度の事業計画

- | |
|------------------------------|
| ○ 避難所設営（運営委員主体）と 避難者との共同作業訓練 |
| ○ 備蓄庫の点検 と 資機材稼働訓練 |

3 情報発信方法（西柴団地自治会HPの掲示板活用）

西柴団地自治会トップページ → 西柴防災関連情報 →
「西柴小地域防災拠点運営委員会」の掲示板「令和6年度活動内容」に
各種情報をアップしますので参照ください。

西柴小学校地域防災拠点運営委員会の組織・班の役割

災害時、地域防災拠点には、①避難所、②在宅被災者への支援拠点、という二つの役割・機能、さらに、その二つを統括調整する③本部、としての機能が必要になる。

本部＜委員長・副委員長（両自治会長・学校管理者）、参与（行政機関・消防団）等＞

- ・拠点運営に関する総合調整、本部運営会議議案の作成
- ・区災害対策本部との連絡調整

情報班

- ・避難者の状況の把握（地域住民、行楽客等の帰宅困難者、他地域住民等）
- ・被災状況の把握、避難状況の把握
- ・避難者への支援情報等の伝達、在宅被災者への支援情報等の周知
- ・アマチュア無線等による他防災拠点等との情報交換

避難者管理班

- ・避難者名簿に関する業務
- ・避難者の受入（スペースの割振りなど）、避難者のブロック・棟ごとのとりまとめ
- ・避難者の生活ルールへの運用（ごみ処理の当番制、ペット対策など）
- ・避難者からの要望等の把握、避難者への伝達の徹底
- ・避難者による**避難所運営班**の組織化、避難所運営班への業務の移管

環境衛生班

- ・トイレの確保、トイレ使用ルールの徹底
- ・避難所内の防疫対策、衛生管理
- ・避難所内の生活用水（洗濯・手洗い等用）の確保と提供、仮設風呂への対応
- ・**避難所運営班**への上記業務の移管
- ・移管後は、在宅被災者への仮設風呂サービスの調整、地域内の防疫対策など

食料・物資班

- ・避難者・在宅被災者に対する食料や物資の必要量の把握、食料・物資の調達
- ・避難者・在宅被災者への食料・飲料水の調達・提供
- ・在宅被災者への食料・飲料水の提供
- ・移動式炊飯器等を使った炊出しへの支援

救護班

- ・拠点内の救護所における避難者や地域住民等の救護（応急手当）
- ・医療救護隊による巡回診療への支援・調整
- ・地域内診療所との連携、災害時救急病院等への搬送

学校再開準備班

- ・臨時 PTA 及び保護者説明会等の開催
- ・暫定カリキュラムの編成
- ・区災害対策本部教育部（学校教育班）との調整

I 地域防災拠点への集合

1 校門の門扉の開錠

委員全員

- (1) 震度 5（強）以上の地震が発生した場合、委員は、家族や自宅の無事を確認して、直ちに地域防災拠点に駆けつける。
- (2) 拠点の鍵（学校正門、裏門、C棟入り口、防災備蓄倉庫の鍵）の保管者（名簿に記載）は、学校正門・裏門の門扉を開錠する。
- (3) 火災などの危険がないことを確認のうえ、避難者を校庭へ誘導し、概ね地区（ブロック・棟）別に待機するよう指示する。

2 体育館のあるC棟の校庭側に集合

委員全員

- (1) 委員は C 棟の校庭側、入口付近に集合する。本部の委員は、集合を確認し、備蓄倉庫に保管してある運営マニュアルを配付する。
- (2) 委員長は、参集した運営委員の中から、改めて、班長・班員を確認・指名し、拠点の活動開始を指示する。

3 体育館・校舎など学校施設の安全確認

情報班

- (1) 情報班は、校庭や校舎（体育館等）等の安全を確認する。
- (2) 情報班は、周囲での火災の発生等の有無、避難場所の安全を確認する。

4 避難者の人数・状況の確認

避難者管理班

- (1) 避難者の種別（地区内、地区外、援護必要者、帰宅困難者等）の概数、状況を情報班に報告する。
- (2) 援護が必要な避難者がいる場合は、救護班に連絡し、救護室に誘導する。

5 救出資機材の作動の確認、協力者の確保、救護室の確保

救護班

- (1) 防災備蓄庫から、被災者の救護に必要な機材を搬出し作動点検する。
- (2) 救護室を C 棟の一階図工室に確保する。教職員と協力して、C棟2階教室を応急手当のできる状態に整える。

6 照明器具等の作動の確認

食料物資班

- (1) 夜間等で電力の供給がない場合にあっては、防災備蓄庫から、電力や照明の確保に必要な機材を搬出し、体育館や出入口、救護室等の照明を確保する。

II 避難場所の開設

1 避難場所の開設宣言

本部・情報班

- (1) 委員長は、避難者に向け、速やかに避難場所が開設したことを宣言する。

- (2) 拠点本部の部屋を C 棟 2 階に確保する。
- (3) デジタル無線子機を拠点本部に設置し、職員室の親機に繋ぐ。区に第 1 報を入れる。
- (4) 校内放送設備の状態を確認する。

2 避難者の校庭での待機

避難者管理班

- (1) 開設の宣言の後も、避難場所の準備が出来るまで、校庭で待機させる。
- (2) 避難住民に準備状況等を伝え、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (3) 雨天等の場合は、速やかに体育館等に誘導する。
- (4) 負傷者等は救護室に誘導する。

3 避難者の受入

避難者管理班

(1) 避難者の状況を観察して避難場所の振り分けを行う。

- (2) 避難者カード（様式第 13 号改）を準備して、受付を設置する。
- (3) 避難者カードから避難者リストを作成する。
- (4) 避難者 1 人のスペースは原則 2 m²とし、地区ごとにまとまるよう調整する。
必要に応じてテント、パーティション、段ボールベットの使って避難区画を作る。
- (5) 情報の伝達や食料の配給等を円滑に行うために、地区（ブロック・棟）毎にグループを構成する。

4 水道の出水確認等

食料物資班

- (1) 水道の状況、受水槽（校舎前庭右手）の点検をし、状態を確認し、必要な措置をとる。

5 避難場所の状況の把握

本部・情報班

- (1) 委員長は、各班へ状況（避難者数・避難者管理班、負傷者数・救護班、地域の被害（建物被害等）・情報班）の定時報告を指示する。
- (2) 情報班は、各班からの状況報告をまとめる。
- (3) 区本部への状況報告（第 2 報）を行う。

III 避難場所の運営

1 拠点運営会議の開催

本部・情報班

- (1) 委員長は、定期的（一日 2 回）に班長を招集して、拠点運営会議を開催する。
- (2) 運営会議では、被災の状況（避難者数・負傷者数・地域の建物被害）、救出救護の状況、資機材の物資の過不足等の状況等を確認し、運営方針を決定する。
- (3) 本部と避難者管理班は、運営方針の内、避難者に協力を求める部分については、避難場所生活ルールに取りまとめる。
- (4) 委員長は、運営会議の結果をもとに、区本部に、被災状況等を報告し、不足物資等の調達を要請する。
- (5) 避難者管理班は、避難者に対して避難場所生活ルールを説明する。各班は、所管ルールについて、周知に努める。

【避難場所生活ルールの項目例】

- ・ **仮設トイレの設置場所、トイレの使用方法、トイレ清掃(当番制)**
- ・ 水の使用について 1人あたりの量と供給方向
- ・ 生活ごみの置場の設置、分別
- ・ 各教室の使用区分
- ・ 夜間の警備当番
- ・ ペットの避難ルール

2 水・食料・毛布等の確保・在庫管理・配給

食料物資班

- (1) 食料物資班は、食料・水、毛布・衣類など物資の必要量、不足量を把握する。
- (2) 食料物資班は、区本部への不足物資の調達要請案を作成する。
- (3) 食料物資班は、救援物資の保管・配布場所を指定し、受入の準備をする。
- (4) 食料物資は、朝・昼・夜の食料を準備する。
- (5) 食料物資班は、食料・物資の配分のルールを作成し、避難者管理班と協力して、避難者に周知する。
 - ・ 食料・物資は、乳幼児・高齢者・けが人・病人を優先しつつ公平に分配する。
 - ・ 避難場所外で食料・物資を必要とする被災者も含め、公平な分配に留意する。

3 飲料水、生活水の確保

食料物資班・環境衛生班

- (1) 食料班は水道の状況、受水槽（校舎前庭右手）の給水可能量を把握する。環境衛生班はプールの点検をし、生活水の利用範囲（洗濯や洗面などに使えるか）と給水可能量を把握する。物資班は備蓄飲料水の状況を確認する。
- (2) 二班で協議し、飲料水や生活水など、用途の優先順位を決める。
- (3) 二班は、飲料水と生活水について利用範囲と 1人あたりの量などルールを取り決め、本部・避難者管理班の作成する「生活ルール」に位置付ける。
- (4) 区本部に給水を依頼し、給水の準備をする。

4 トイレの確保

校舎の水洗トイレは使用禁止とする。

環境衛生班

- (1) トイレの使用方法、トイレ清掃（当番制）のルールを作成する。
- (2) **携帯トイレ、簡易トイレをC棟各階トイレに設置する。**
- (3) 「はまっこトイレ」や備蓄仮設トイレを校庭に設置する。更に不足する場合は、委員長は対応を区本部に要請する。
- (4) し尿の回収が必要な場合は、区本部に依頼し指示を受ける。
- (5) 消毒用薬品を用いて、トイレ・し尿の消毒を行い、手洗いを励行する。

5 けが人・病人等の看護・応急処置・搬送

救護班

- (1) 救護室でけが人の応急処置を行う。
- (2) 医師・看護師等の有資格者がいる場合は協力依頼する。

- (3) 避難者の中で、介護を必要とする障害者、高齢者、病人などを把握する。
- (4) 市域内診療所との連携、災害時救急病院等への搬送
- (5) 重傷者や特別の介護を必要とするケースは、区本部に連絡し、その指示に従う。
- (6) 医療救護隊による巡回診療への支援・調整

6 被災者の救出活動への支援

食料物資班

- (1) 備蓄救助資機材の点検を行う。
- (2) 避難者から、資機材を使用できる協力者を確保する。
- (3) 自治会の防災組織等からの要請を受けて、資機材の貸し出し等を行う。

7 地域の被害状況の調査

情報班

- (1) 自治会の防災組織などと連携して、西柴団地自治会、横浜サウス自治会の区域内の被災状況を取りまとめ、行政に伝達する。

8 ボランティア対応

本部

- (1) 避難者等からのボランティアの申出に対して、希望・技能などを考慮のうえ、運営委員会の各班に振り分ける。
- (2) 各班では、避難者等による運営への手助けや代替要員等が必要な作業を把握し、本部に伝達する。本部では整理し、ボランティアあっせん機関と調整する。
- (3) 地域のボランティア経験者やボランティア・コーディネーターにボランティアのコーディネーター役の協力を要請し、ボランティアセンターを設置する。
- (4) センターではボランティア名簿を作成し、ボランティアの参集・退去等を管理する。

9 学校再開の準備

学校再開準備班

避難場所開設からの経過日数や施設の使用状況、保護者からの要望などをもとに、学校長は「学校再開準備班」を設置して学校教育再開に向けた準備を行う。

10 避難場所内外への広報（情報提供）

学校再開準備班

学校教育再開に向けて教職員及び委員長は、避難住民に対して、避難スペースの縮小・移動など、十分な説明・情報提供を行い、理解を求める。

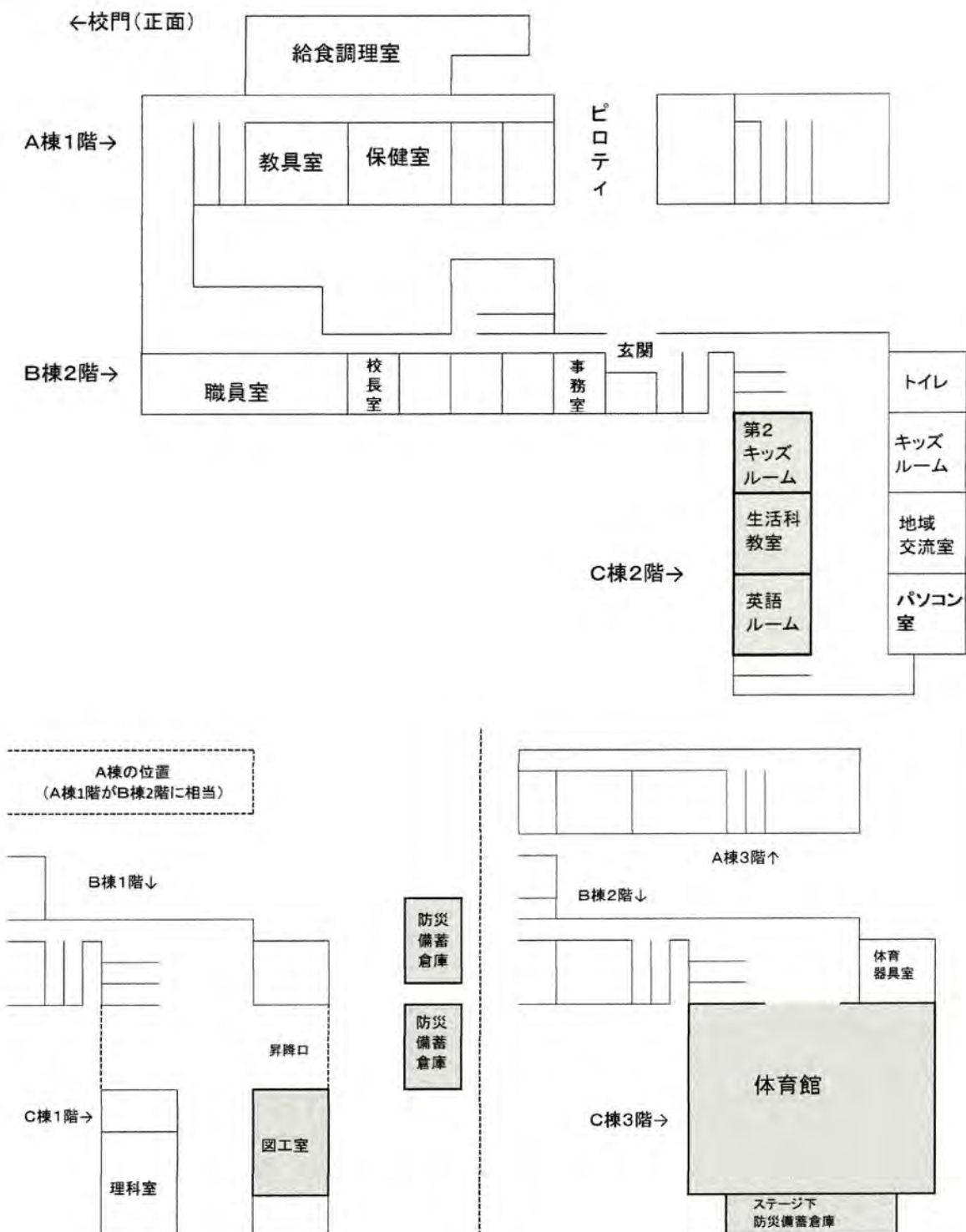
IV 参考情報

※ 西柴団地自治会ホームページで横浜市作成「地域防災拠点 開設・運営マニュアル」の動画が見れますのでご覧ください。

西柴小地域防災拠点連絡先一覧

西柴団地自治会	世帯数	1,700世帯		
【自治会館】	金沢区西柴四丁目1-11		☎	045-701-4961
横濱サウス自治会	世帯数	300世帯		
【共用棟（ハーモニープラザ）】	金沢区西柴二丁目31		☎	045-782-2158
金沢区役所	☎ 045-788-7705	西柴小学校	☎	045-783-1182
金沢消防署	☎ 045-781-0119	西柴中学校	☎	045-781-2448
金沢警察署	☎ 045-782-0110	文庫小学校	☎	045-781-3368

西柴小避難場所教室等の配置図



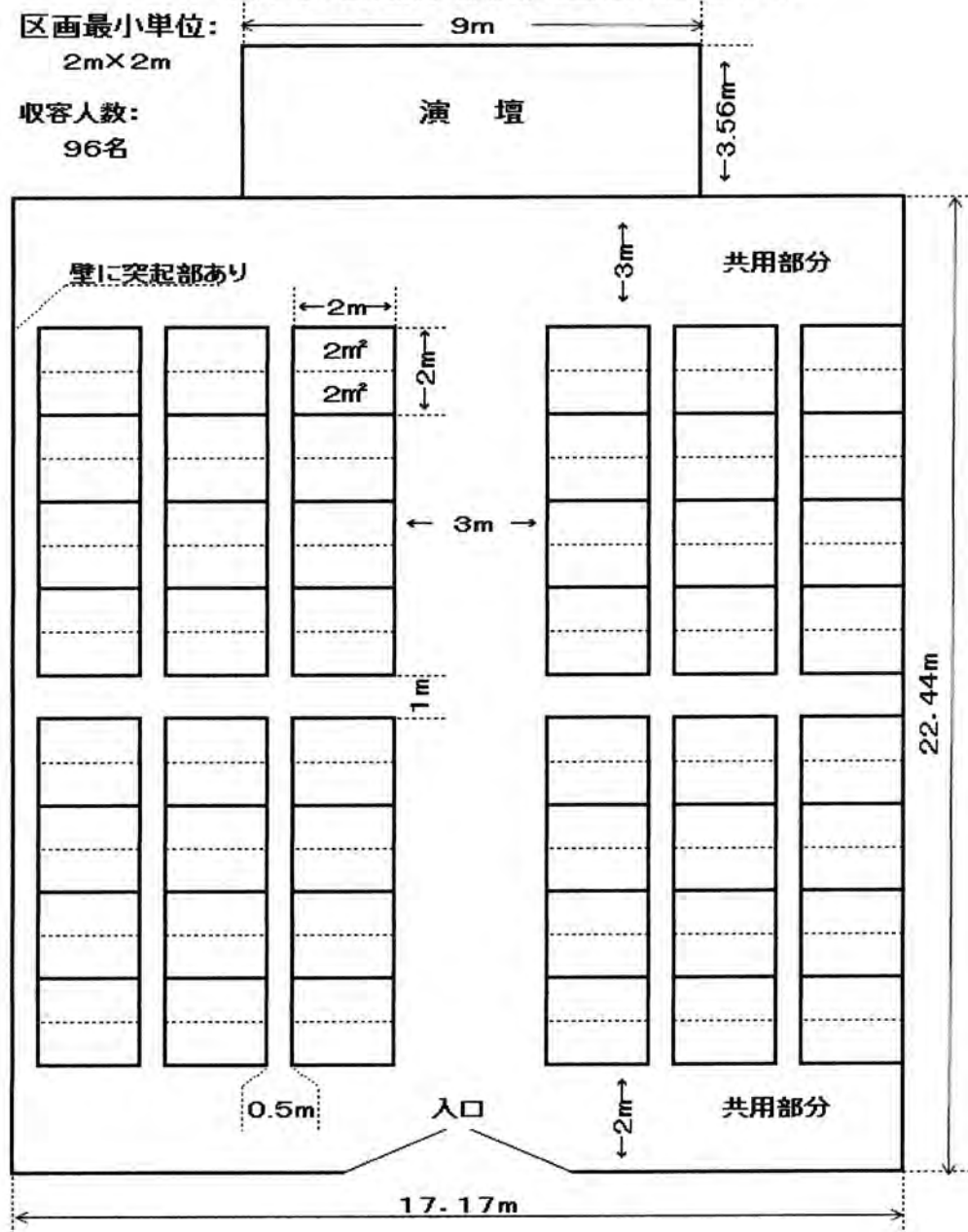
西柴小地域防災拠点 避難所区画(案)

区画最小単位:

2m×2m

収容人数:

96名



地域防災拠点の備蓄品

(一拠点あたりの配備数量)

令和5年10月1日時点で、地域防災拠点に一律で配備している備蓄品の一覧です。
各区や各拠点が独自に配備している品目は含まれていません。

食料	水缶詰	2,000缶	クラッカー（アレルギー対応ライスクッキー含む）	1,000食	保存パン	1,000食
	おかゆ	460食	スープ	220食	粉ミルク	20缶（うちアレルギー対応1缶）
生活資機材	生理用品	425枚	高齢者用紙おむつ	210枚	乳幼児用紙おむつ・紙パンツ	1,350枚
	ほ乳器	40個	灯油式かまどセット 又はガスかまどセット	1台	LEDランタン	80台
	テント	2基	アルミブランケット	240枚	毛布 ※1	240枚
	保温用シート	150枚	多言語表示シート	1式	コミュニケーションボード	1式
	ビブス（橙色、青色）	各10枚	デジタル移動無線子機・延長コード	1基ずつ	特設公衆電話 電話機・コード	2基ずつ
	防災ラジオ	2台	トランシーバー	2台	組立式仮設トイレ	2基
	簡易トイレ便座	6基	トイレバック	5000セット	トイレトーパーパー	192巻
	下水直結式仮設トイレ（ハマッコトイレ）※2	5基	受水槽用蛇口 ※3	1式	給水用水槽（1t）	1個
救助・救護資機材	ガソリン式発電機	3台	ガス式発電機 （カセットボンベ12本付）	3台	投光器	5台
	コードリール	5台	ヘルメット	10個	ハンドマイク	2個
	担架	10本	金属梯子	1本	つるはし	5本
	大ハンマー	5本	スコップ	5本	てこ棒	5本
	大バール	5本	ワイヤーカッター	5本	大なた	5本
	のこぎり	5本	掛矢	2個	リヤカー	2台
	グラウンドシート	10枚	松葉杖	5組	ロープ	5本
感 染 症 対 策 資 機 材	サージカルマスク	10箱（500枚）	小さめマスク	6箱（300枚）	消毒液（ハイター）	2本（1.2ℓ）
	雑巾	10枚	使い捨て手袋	700枚 （100枚×7袋）	泡ハンドソープ	10本
	アルコール消毒液	40本（20ℓ）				

※1 拠点によっては、240枚のうち一部を方面別備蓄庫等に保管している場合があります。

※2 令和5年10月1日時点で設置されていない拠点が一部あります。

※3 受水槽が設置されていない拠点には配備されていません。